

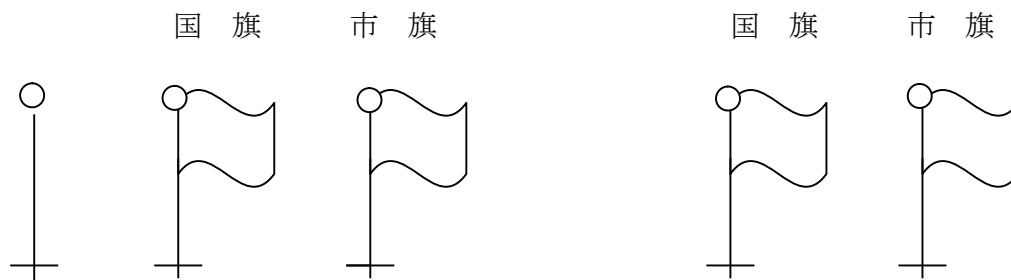
国旗・市旗掲揚マニュアル

令和 5 年 3 月 1 5 日改定

総務局 総務課

- 1 国旗及び市旗の掲揚時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時 3 0 分とします。
なお、掲揚時間は、各施設の開庁・開館時間など実情に合わせてください。
- 2 開庁・開館日には原則としてすべての施設（学校園を除く）で国旗及び市旗を掲揚してください。
また、次の各施設については、国民の祝日に国旗を掲揚してください。
〔祝日に掲揚する基幹施設〕
本庁舎、区役所、フェニーチェ堺及び文化会館、保健センター、老人福祉センター、勤労者総合福祉センター、体育館、博物館、中央図書館、教育文化センター、上下水道局庁舎、消防本部（消防局）
なお、国民の祝日に閉庁・閉館する施設についても掲揚可能な施設では、国旗を掲揚してください。
- 3 国旗及び市旗の掲揚の日が雨天又は荒天時には実情に即して掲揚を控えてください。
なお、掲揚の可否については適宜各施設で判断してください。
- 4 通常の国旗及び市旗の掲揚は、ポールの上端に接して掲揚してください。
国旗及び市旗を掲揚しているとき旗が下がっていないか、紐がほどけていないかなどについて留意してください。
- 5 施設管理者は、国旗及び市旗の取扱いに当たっては、破損、汚損等をさせないように丁寧に取り扱ってください。また、破損、汚損等があれば速やかに交換するなど適正な管理に留意してください。
- 6 弔意を表す半旗については、それぞれの旗を最上部まで上げてから最上部からおおむね 1 0 0 c m 下げて掲揚してください。
- 7 国旗及び市旗の配置はポールが 3 本のときは、下図のとおり中央に国旗を、施設に向かって右側に市旗を掲揚してください。
また、ポールが 2 本のときは、施設に向かって左側に国旗を、右側に市旗を掲揚してください。

〔国旗・市旗掲揚図〕



〔ポールが 3 本の場合〕

〔ポールが 2 本の場合〕

※ 国旗、市旗の寸法は、原則として縦 1 0 0 c m、横 1 5 0 c m とします。